

2月16日から

所得税の確定申告が始まります!!



平成五年分・所得税の確定申告の準備は、もうお済みですか?

ことしも所得税の確定申告と村県民税の申告のシーズンが近づいてきました。申告期間は二月十六日から三月十五日までの一ヶ月間ですが、期限

間近になりますと会場が混み合い、長時間お待ちいたしたことになります。落ちついて相談できなかつたり…、ということになりかねません。

皆さん、確定申告はできるだけ早めに済ませま

事業所得（営業・農業等）や不動産所得、山林所得のある人は、確定申告書を提出するときに、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した収支内訳書を添付しなければなりません。

『安全です。』

振替納税（口座引落し）は、現金を持ち歩く必要がなく、大変便利です。

また、うっかり納税を忘れてしまっても、金額を支払ったときは、医療費控除として所得から一定の額を差し引くことができます。

これらの控除は、サラリーマン以外の金額）を支払ったときは、医療費控除として所得から一定の額を差し引くことができます。

あなたが自分の家族の病気やけがなどにより多額の医療費（保険などで補てん）が控除されます。

なお、年末調整を済ませたかたが還付の申告を受ける場合は、二月十六日以前でも受け付けていますので、お早めに申告してください（早めに申告すれば、そのまま、年末調整を済ませたかたが還付をする場合には、給与所得以外の所得金額があると、たとえそれが二十万円以下であっても所得金額に合計しなければなりません。

※確定申告をする場合は、源泉徴収票（給与所得者等）、印かん、申告書（税務署から送られたかた）等をご持参ください。

お近くの金融機関、もしくは役場税務課にお問い合わせください。

『確実で便利です』

還付申告をされるかたは、還付金額の受取りに本人の銀行口座による受取りが大変便利ですので、是非ご利用ください。

手続きは申告の際、本人名義の預貯金のある金融機関名と口座番号を申告書に記載するだけで結構です。

『安全便利な振替納税を！』



どんな場合に確定申告をしなければならない人

次のようになされたら、確定申告をしなければなりません。

①営業・農業等の事業をしている場合や不動産収入のある場合、及び土地・建物を売った場合等で、平成五年中へ一ヶ月の所得金額の合計額から基礎控除

・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除等の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が、配当控除の額を超えるとき。

②サラリーマンで、給与の収入金額が千五百円を超える人や、給与所得・退職所得金額以外の各種所得金額の合計額が二十万円を超えるとき（たとえば、会社に勤めて給与をもらっている人で、そのほかに二十万円を超える農業所得や不動産所得等があつた場合）。

○医療費控除

確定申告をする必要のないサラリーマンでも、次のような場合などは、確定申告すれば源泉徴収された所得税が戻ってきます。

○住宅取得特別控除

確定申告をする必要のないサラリーマンでも、次のような場合などは、確定申告すれば源泉徴収された所得税が戻ってきます。

○扶養控除額の改正

特定扶養親族（扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の者）に係る扶養親族控除額が5万円引き上げられ、次のとおりとなりました。

一般の特定扶養親族	50万円（改正前45万円）
同居特別障害者である特別扶養親族	80万円（改正前75万円）

電話で“税金相談”

タックス・アンサー

税金電話相談は、税金に関する相談をコンピューターが電話によりお答えするものです。電話をかけ、コード表に載っている項目の中からお聞きになりたい項目のコード番号をダイヤルしていただきますと、その項目についての解説が流れています。

コード表は、税務署のほか役場税務課、商工会にも備えつけられていますので、コード番号を確認のうえご利用ください。利用時間は毎日6時～24時。日曜・祝日などの休日にもご利用いただけます。

〔TEL〇二五ー二二三ー二二九新潟市〕

消費税(個人事業者)の申告は3月31日まで

税金についてのおたずねは
● 卷 稅 务 署
☎ 822-2355
忘れずに！

○正しい評価とありない負担

固定資産税は、土地・家屋・償却資産の所有者が、その資産価値に応じて納める税金で、土地と家屋については三年ごとに評価替えが行われます。

今回の評価替えは、「土地評価の適正化」と「適切な税負担の調整」がメインテーマです。

今回の評価替えで、土地（宅地）について、全国一律に地価公示價格の七割程度を目標に、評価の均衡化・適正化が図られます。



②適切な税負担の調整

評価替えに伴う税負担については、住宅地に係る課税標準の特例措置の拡充をはじめとした、総合的かつ適切な調整措置が講じられています。

ですから、今回の評価替えで評価額が上昇しても、土地については5%程度の増加に抑えられ、逆に、家屋については少なくとも3%は軽減されます。

①土地評価の適正化

今回の評価替えで、土地（宅地）について、全国一律に地価公示價格の七割程度を目標に、評価の均衡化・適正化が図られます。

※なお固定資産税に関しての詳しく述べ、役場税務課質産税係（☎ 822-4411内線一二六四七一四四四四大宮市）までお問い合わせください。